

# 概要版 福岡県ひとり親世帯等実態調査報告書

平成28年度

## はじめに

私たち日本の社会は、少子・高齢化の進行や核家族化、結婚等に対する価値観の多様化などにより、家庭や子どもを取り巻く環境が大きく変化したと言われて久しいものがあります。

また近年は、新たに子どもの貧困や世代間での貧困の連鎖が問題視されています。特に、子育てと家事、生計をひとりで担わなければならないひとり親世帯については、貧困率が50%を超えるなど経済的に厳しい状況にあり、子どもが大人になっても貧困から抜け出せない悪循環が続いていると言われています。

このような中、本県では、母子、父子及び養育者世帯の生活実態を把握し、福祉施策推進のための基礎資料とするため、「ひとり親世帯等実態調査（母子世帯等実態調査）」を5年ごとに実施しています。

「県民幸福度日本一」を目指す本県では、いろいろな課題や問題を抱えている方々に寄り添う、温かみのある行政に力を入れており、今回の調査で得られた結果を施策に活かし、県民の皆様のお力になれるよう、今後も福祉施策の充実を図って参ります。

また、この報告書が、市町村等関係者の皆様をはじめ多くの方に活用され、今後の母子、父子及び養育者世帯の福祉の向上に役立つことを期待しています。

この調査の実施に当たり、御協力いただきました母子、父子及び養育者世帯の皆様をはじめ、市町村等関係各位に対し深く感謝申し上げます。

平成29年3月

福岡県福祉労働部長 小山 英嗣

## 目次

I. 調査の概要	1
II. 調査結果の概要	5
1. 世帯数と子どもの数の動向	5
2. 世帯の状況	8
3. ひとり親世帯等になった当時の状況	10
4. 仕事の状況	15
5. 住宅の状況	19
6. 生計の状況	20
7. 健康状態	22
8. 子どもの状況	23
9. 生活状況	26
10. 行政機関に対する要望	29

# I. 調査の概要

## 1. 調査の目的

福岡県内における「母子世帯」「父子世帯」及び父母のいない子どもの「養育者世帯」の日常生活の状況や要望を把握し、今後の福祉施策の充実及びその効果的推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2. 調査の方法、手順

### (1) 調査対象世帯

福岡県内(北九州市、福岡市及び久留米市を除く)の「母子世帯」「父子世帯」及び「養育者世帯」

### (2) 標本数

母子世帯	3,750世帯		
父子世帯	2,000世帯		
養育者世帯	500世帯	合計	6,250世帯

### (3) 調査方法

#### ◆基礎調査

住民基本台帳またはこれに代わる的確な資料から各市町村は、平成28年8月1日現在で各市町村に居住する「母子世帯」「父子世帯」「養育者世帯」の推測数を把握し、母子・父子・養育者世帯の「推測世帯数調査票」を作成した。

#### ◆標本抽出方法

市町村毎に母子世帯、父子世帯及び養育者世帯の対象世帯数を「推測世帯数調査票」をもとに決定した上で、各市町村に対し「対象世帯推測名簿」の作成を依頼した。

#### ◆実態調査

福岡県は、母子世帯、父子世帯について「対象世帯推測名簿」に記載された対象世帯へ調査票を郵送し、平成28年11月1日現在の状況を回答してもらった調査票を郵送により回収した。

養育者世帯については、高齢者と児童のみで調査票を記入できない場合も考えられることから、事前に郵送による予備調査を行い、養育者世帯かどうかの確認と調査への協力意向を把握し、後日、調査員が訪問し、「留置法」あるいは「直接聞取法」により調査を行った。

### (4) 調査基準日と調査期間

基礎調査:平成28年8月1日

実態調査:平成28年11月1日を基準日として、平成28年10月21日から11月15日までに調査票の配布・回収を行った。養育者世帯については、予備調査を10月20日から10月31日までに実施し、その後協力世帯に対して、11月11日から11月30日にかけて調査を実施した。

## 3. 実施主体、協力機関、実施機関、監修と分析

実施主体:福岡県福祉労働部児童家庭課

協力機関:福岡県内市町村

実施機関:西日本新聞社 お客さまセンター 調査・マーケティンググループ

報告書の監修:NPO法人福岡ジェンダー研究所 理事 倉富史枝

分析:NPO法人福岡ジェンダー研究所 嘱託研究員 阪井俊文

## 4. 調査票の回収結果

図表I-1 調査票の回収結果（母子世帯、父子世帯、養育者世帯）

	実数（票）		構成比（%）	
	母子世帯	父子世帯	母子世帯	父子世帯
配布	3,750	2,000	100.0	100.0
回収	1,623	748	43.3	37.4
該当世帯	1,532	682	40.9	34.1
調査完了	1,512	671	40.3	33.6
記入不完全	20	11	0.5	0.6
非該当世帯	91	66	2.4	3.3
宛先不明	16	12	0.4	0.6
未回収	2,111	1,240	56.3	62.0

	養育者世帯	
	実数（票）	構成比（%）
配布	500	100.0
回収	273	54.6
該当世帯	153	30.6
協力できる	101	20.2
協力できない	52	10.4
非該当世帯	120	24.0
未回収	227	45.4

		養育者世帯	
		実数（票）	構成比（%）
郵送による事前調査	配布	101	100.0
	回収	88	87.1
	非該当世帯	3	3.0
	拒否	0	0.0
	不在・所在不明	10	9.9

## 5. 調査結果による調査対象世帯数と出現率の推計

福岡県における調査対象世帯数は、調査結果から「母子世帯」33,974世帯、「父子世帯」5,025世帯、「養育者世帯」479世帯と推計される。

図表I-2 調査結果による調査対象世帯数と出現率の推計

	総世帯数	母子世帯		父子世帯		養育者世帯		
		推計世帯数	出現率(%)	推計世帯数	出現率(%)	推計世帯数	出現率(%)	
合計	995,605	33,974	3.41	5,025	0.50	479	0.05	
市郡別	市部	714,182	23,662	3.31	3,377	0.47	331	0.05
	郡部	281,423	10,312	3.66	1,648	0.59	148	0.05
生活圏別	福岡	442,456	13,706	3.10	2,048	0.46	164	0.04
	筑後	205,345	6,526	3.18	1,064	0.52	95	0.05
	筑豊	201,840	8,429	4.18	1,105	0.55	157	0.08
	北九州	145,964	5,313	3.64	808	0.55	63	0.04
参考	政令市・中核市含む	2,335,250	72,315	3.10	10,152	0.43	—	—
	北九州市	427,941	14,708	3.44	2,322	0.54	—	—
	福岡市	779,910	20,377	2.61	2,304	0.30	—	—
	久留米市	131,794	3,256	2.47	501	0.38	—	—

※総世帯数は、平成28年11月1日現在の世帯数による。（県調査統計課）ただし北九州市、福岡市は市提供資料による。  
 ※出現率は、各市町村から提出された母子世帯、父子世帯、養育者世帯の推測世帯数をもとに、調査回収結果から推計したものである。

## 6. 集計結果利用上の注意

- (1) 本調査は、郵送法あるいは訪問調査による留置法のいずれかで実施しているが、個人情報保護のため、調査票は無記名で行い、訪問調査の場合も無記名で封かんした状態で回収した。このため回答間で矛盾が認められる場合があるが、回答内容を尊重し、論理的な矛盾を正すための修正は行っていない。
- (2) 集計・分析の対象とした標本数は母子世帯が1,512、父子世帯が671、養育者世帯が88となっている。
- (3) 集計結果は原則として標本数を基数にした百分比(%)で表示している。それ以外のときはそれぞれ単位を明記している。
- (4) 端数処理をしていないので、推計値、構成比などの表面上の計が若干合わないことがある。
- (5) 「-」は調査項目にあるが該当する数値のないもの、「0.0」は単位未満のもの、「\*」または「…」は調査項目にないものを示している。
- (6) 図中に示す「N」は、比率算出上の基数となる標本数を示している。
- (7) 文中の選択肢の表記は「 」で行い、二つ以上合計した場合は「 」とした。

## 7. 調査対象世帯の定義

### (1) 母子世帯

夫と死別又は離婚並びに婚姻によらないで母となり、現在も婚姻をしていない方で、20歳未満の子どもを扶養している世帯とした。また、母子以外に同居家族があったとしても、下記の条件を満たせば母子世帯としている。

- ① 夫の生死が明らかでない方
- ② 夫から遺棄されている方
- ③ 夫が海外にあるためその扶養を受けることができない方
- ④ 夫が精神または身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている方
- ⑤ 夫が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない方

### (2) 父子世帯

妻と死別又は離婚並びに婚姻によらないで父となり、現在も婚姻をしていない方で、20歳未満の子どもを扶養している世帯とした。また、父子以外に同居家族があったとしても、母子世帯と同様の条件を満たせば父子世帯としている。

### (3) 養育者世帯

20歳未満で、父母のない(両親ともいない)子どもと、その扶養者で構成されている世帯、または父母のない子どもだけの世帯とした。また、下記の条件を満たせば父母のない子どもとしている。

- ① 父母の生死が明らかでない方
- ② 父母から遺棄されている方
- ③ 父母が精神または身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている方
- ④ 父母が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない方

## 8. 地域区分

この調査では、福岡県内57市町村(政令市である北九州市、福岡市及び中核市である久留米市を除く)を市郡別と生活圏別によって地域別に集計を行っている。

図表 I - 3 各生活圏に含まれている市町村の一覧

<b>1. 福岡生活圏(9市、9町、1村)</b>	
【市 部】	筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、朝倉市、糸島市
【郡 部】	筑紫郡(那珂川町) 糟屋郡(宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町) 朝倉郡(筑前町、東峰村)
<b>2. 筑後生活圏(8市、3町)</b>	
【市 部】	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市
【郡 部】	三井郡(大刀洗町) 三潞郡(大木町) 八女郡(広川町)
<b>3. 筑豊生活圏(5市、9町、1村)</b>	
【市 部】	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市
【郡 部】	鞍手郡(小竹町、鞍手町) 嘉穂郡(桂川町) 田川郡(香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、赤村)
<b>4. 北九州生活圏(3市、9町)</b>	
【市 部】	行橋市、豊前市、中間市
【郡 部】	遠賀郡(芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町) 京都郡(荻田町、みやこ町) 築上郡(吉富町、上毛町、築上町)

# 1. 世帯数と子どもの数の動向

## (1) 世帯数の動向

福岡県（北九州市、福岡市及び久留米市を除く）の平成28年11月1日のひとり親世帯等の世帯数は、母子世帯が33,974世帯、父子世帯が5,025世帯、養育者世帯が479世帯と推測され、合わせて39,478世帯である。

福岡県の総世帯数（995,605世帯）に占める割合（出現率）は、母子世帯が3.41%、父子世帯が0.50%、養育者世帯が0.05%であり、合わせて3.96%となっている。

前回の平成23年調査結果と比較すると、母子世帯の世帯数は平成23年から1,239世帯減少し、増減率は-3.5%となっている。

父子世帯は5,025世帯で623世帯の増加、増減率は+14.2%となっている。

養育者世帯は、平成23年から52世帯減少し、増減率は-9.8%となっている。

図表Ⅱ-1 ひとり親世帯等の世帯数と出現率

	総計		母子世帯		父子世帯		養育者世帯	
	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)
平成28年	39,478	3.96	33,974	3.41	5,025	0.50	479	0.05
平成23年	40,146	4.59	35,213	4.03	4,402	0.51	531	0.06
増減数（世帯）	-668	-	-1,239	-	623	-	-52	-
増減率（%）	-1.7	-	-3.5	-	14.2	-	-9.8	-

※1 出現率は、市町村から提出された母子世帯、父子世帯、養育者世帯の推測世帯をもとに、調査回収結果から推計したものである。

【参考】〈母子世帯・父子世帯に久留米市分を含む場合〉

	総計		母子世帯		父子世帯		養育者世帯	
	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)
平成28年	43,235	3.84	37,230	3.30	5,526	0.49	479 <sup>※3</sup>	0.05 <sup>※3</sup>
平成23年	44,525	4.46	39,025	3.91	4,969	0.51	531 <sup>※3</sup>	0.06 <sup>※3</sup>
平成18年	41,884	4.33	35,265	3.65	5,848	0.60	771	0.08
平成13年	37,065	4.02	30,476	3.31	5,905	0.64	684	0.07
平成8年	31,350	3.62	25,210	2.91	5,480	0.63	660	0.08

※2 平成18年調査までは福岡県に久留米市分が含まれていたため、比較として平成23年、平成28年調査結果に久留米市を含めた数値を掲載する。

※3 久留米市調査では養育者世帯を対象としていないため、平成23年、平成28年の養育者世帯では久留米市分を含まない数値である。

## (2) 理由別世帯数の動向

理由別の世帯数をみると、母子世帯は離婚などの「生別」によるものが31,951世帯で、母子世帯の94.0%を占めている。

前回の平成23年調査と比較すると、母子世帯で「死別」が1,900世帯減少し、「生別」が562世帯増加している。平成8年以降の推移をみると、「生別」の割合は一貫して増加しており、今回調査で初めて9割を超えた。

父子世帯でも離婚などの「生別」が3,954世帯、78.7%と大部分を占めているものの、母子世帯に比べて「死別」(794世帯、15.8%)の割合が高いことが特徴である。

平成8年以降の推移をみると、母子世帯同様「生別」の割合は平成23年までは増加傾向であったが、今回調査では低下している。

図表Ⅱ-2 母子世帯、父子世帯の理由別世帯数

	母子世帯				父子世帯			
	総数	死別	生別	不明	総数	死別	生別	不明
平成28年 (構成比)	33,974 100.0	1,416 4.2	31,951 94.0	607 1.8	5,025 100.0	794 15.8	3,954 78.7	277 5.5
平成23年 (構成比)	35,213 100.0	3,316 9.4	31,389 89.2	508 1.4	4,402 100.0	713 16.2	3,661 83.2	28 0.6
増減数(世帯)	-1,239	-1,900	562	99	623	81	293	249
増減率(%)	-3.5	-57.3	1.8	19.5	14.2	11.4	8.0	889.3

【参考】〈母子世帯・父子世帯に久留米市分を含む場合〉

	母子世帯				父子世帯			
	総数	死別	生別	不明	総数	死別	生別	不明
平成28年 (構成比)	37,230 100.0	2,094 5.6	34,424 92.5	712 1.9	5,526 100.0	898 16.2	4,336 78.5	292 5.3
平成23年 (構成比)	39,025 100.0	3,750 9.6	34,744 89.0	531 1.4	4,969 100.0	860 17.3	4,070 81.9	39 0.8
平成18年 (構成比)	35,265 100.0	4,990 14.2	29,817 84.6	458 1.3	5,848 100.0	1,192 20.4	4,572 78.2	84 1.4
平成13年 (構成比)	30,476 100.0	4,543 14.9	25,688 84.3	245 0.8	5,905 100.0	1,662 28.1	4,163 70.5	80 1.4
平成8年 (構成比)	25,210 100.0	4,490 17.8	20,140 79.9	580 2.3	5,480 100.0	1,760 32.1	3,600 65.7	120 2.2

※ 平成18年調査までは福岡県に久留米市分が含まれていたため、比較として平成23年、平成28年調査結果に久留米市を含めた数値を掲載する。



### (3) 子どもの数

ひとり親世帯等の20歳未満の子どもの数は、母子世帯が54,628人、父子世帯が7,886人、養育者世帯が650人、合わせて63,164人と推測される。

就学状況別にみると、母子世帯、父子世帯とも子どもの年齢とともに出現率も上昇しており、最も出現率が高いのは母子世帯における義務教育終了後の出現率(17.47%)である。

推計世帯一世帯当たりの子どもの数は、母子世帯が1.61人、父子世帯が1.57人、養育者世帯が1.36人となっている。

図表Ⅱ-3 ひとり親世帯等の子どもの数と出現率

	総計		母子世帯		父子世帯		養育者世帯	
	人員 (人)	出現率 (%)	人員 (人)	出現率 (%)	人員 (人)	出現率 (%)	人員 (人)	出現率 (%)
計	63,164	14.75	54,628	12.76	7,886	1.84	650	0.15
未就学児	9,749	6.83	9,139	6.41	567	0.40	43	0.03
小学生	20,874	16.06	18,311	14.08	2,406	1.85	157	0.12
中学生	13,265	20.59	11,245	17.46	1,814	2.82	206	0.32
義務教育後	19,276	21.14	15,933	17.47	3,099	3.40	244	0.27

【参考】〈母子世帯・父子世帯に久留米市分を含む場合〉

	総計		母子世帯		父子世帯	
	人員 (人)	出現率 (%)	人員 (人)	出現率 (%)	人員 (人)	出現率 (%)
計	67,074	13.83	58,412	12.04	8,662	1.79
未就学児	9,557	5.90	8,972	5.54	585	0.36
小学生	21,241	14.46	18,689	12.72	2,552	1.74
中学生	14,106	19.27	12,062	16.48	2,044	2.79
義務教育後	22,170	21.55	18,689	18.17	3,481	3.38

※1 出現率算定の基礎となる児童・生徒数は、平成28年5月1日現在。(県教育委員会)  
 ※2 児童・生徒数以外の子どもの数は、平成28年5月1日現在の推計人口。(県調査統計課)  
 ※3 養育者世帯は、久留米市調査では対象外としているため、久留米市を含む場合には表示していない。

## 2. 世帯の状況

### (1) 母親、父親、養育者の年齢

母子世帯の母親の年齢は「35～39歳」(20.4%)、「40～44歳」(26.8%)、「45～49歳」(19.3%)がそれぞれ2割前後を占め、父子世帯の父親の年齢は、「40～44歳」(26.5%)と「45～49歳」(27.4%)で全体の半数以上を占めている。母子世帯の方が父子世帯より40歳未満の年齢層の比率が高い。養育者世帯では60歳以上(73.9%)が7割を超えている。

図表Ⅱ-4 母親、父親、養育者の年齢

(%)

	標本数	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上	無回答
母子世帯	1,512	0.3	1.7	5.2	14.9	20.4	26.8	19.3	8.8	1.7	0.3	0.5
父子世帯	671	—	0.6	1.3	7.7	13.3	26.5	27.4	12.5	6.7	3.6	0.3
養育者世帯	88	—	—	—	2.3	—	9.1	—	14.8	—	73.9	—

### (2) 世帯人員

世帯人員は、母子世帯、父子世帯、養育者世帯とも「3人」の割合が最も高い。

子どもが1人であることを示す「2人」の割合は母子世帯が30.6%、父子世帯が26.1%あり、母または父ひとり、子ひとりという世帯が全体の4分の1を超えている。父子世帯では世帯人員が『4人以上』の割合が母子世帯より高く、同居家族が多い。

図表Ⅱ-5 世帯人員

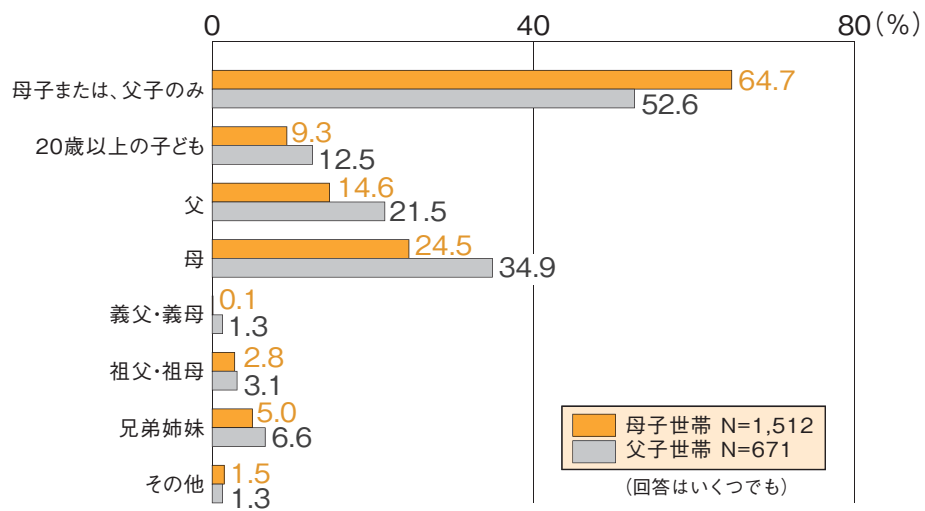
(%)

	標本数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上	無回答	平均(人)
母子世帯	1,512	—	30.6	33.5	22.6	8.9	3.0	0.7	0.5	0.1	3.2
父子世帯	671	0.1	26.1	29.2	25.2	13.3	4.5	1.0	0.6	—	3.5
養育者世帯	88	—	18.2	43.2	23.9	8.0	3.4	—	3.4	—	3.5

### (3)同居家族

同居家族をみると、母親と20歳未満の子どもの「母子のみ」は64.7%で、母子世帯の約3分の2を占めているが、父親と20歳未満の子どもの「父子のみ」は52.6%で、父子世帯の約半数である。他の同居家族としては、「母(子からみて祖母)」が母子世帯で24.5%、父子世帯で34.9%と高くなっている。また、父子世帯では「父(子からみて祖父)」も21.5%と2割を超えている。

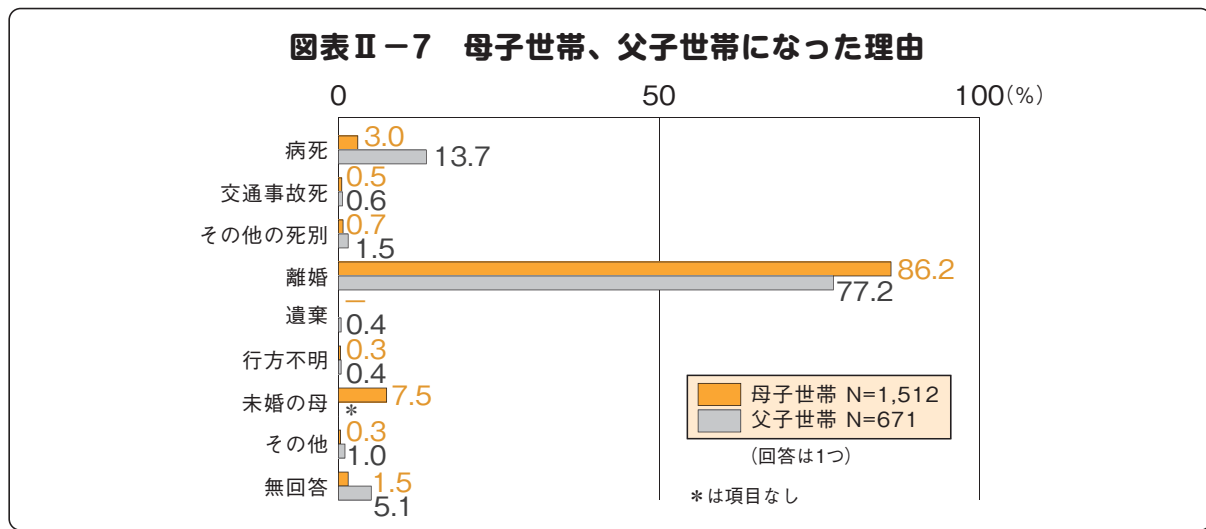
図表Ⅱ-6 20歳未満の子ども以外の同居家族（複数回答）



### 3. ひとり親世帯等になった当時の状況

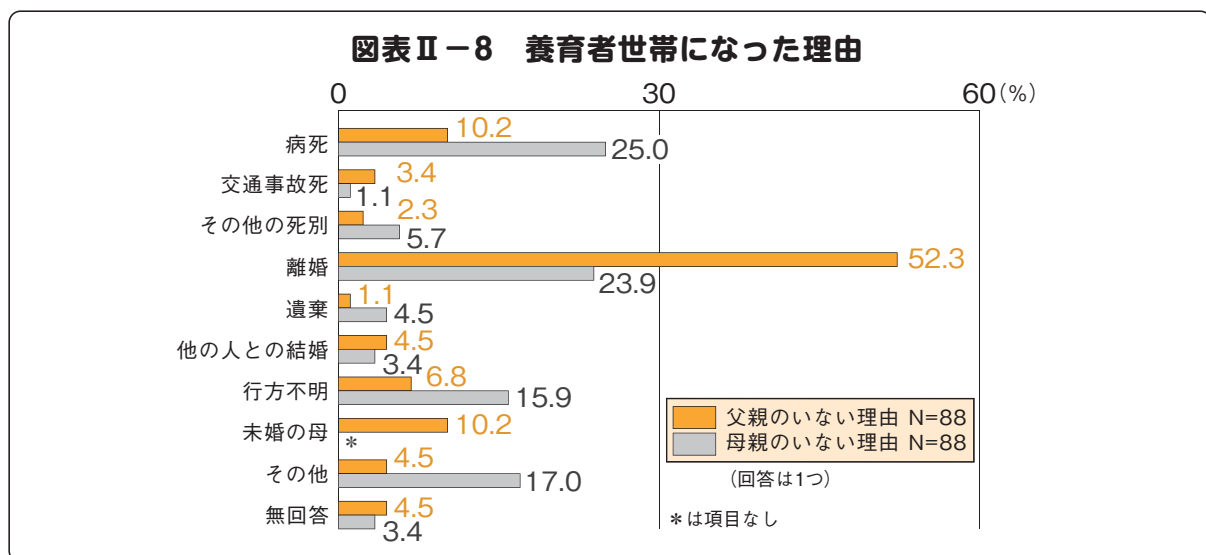
#### (1) 母子世帯、父子世帯になった理由

母子世帯、父子世帯となった理由は、母子世帯、父子世帯ともに「離婚」が最も高く、母子世帯で86.2%、父子世帯で77.2%となっている。母子世帯に比べると父子世帯では「病死」(13.7%)の割合が高い。また、母子世帯では「未婚の母」によるものが7.5%ある。



#### (2) 養育者世帯になった理由

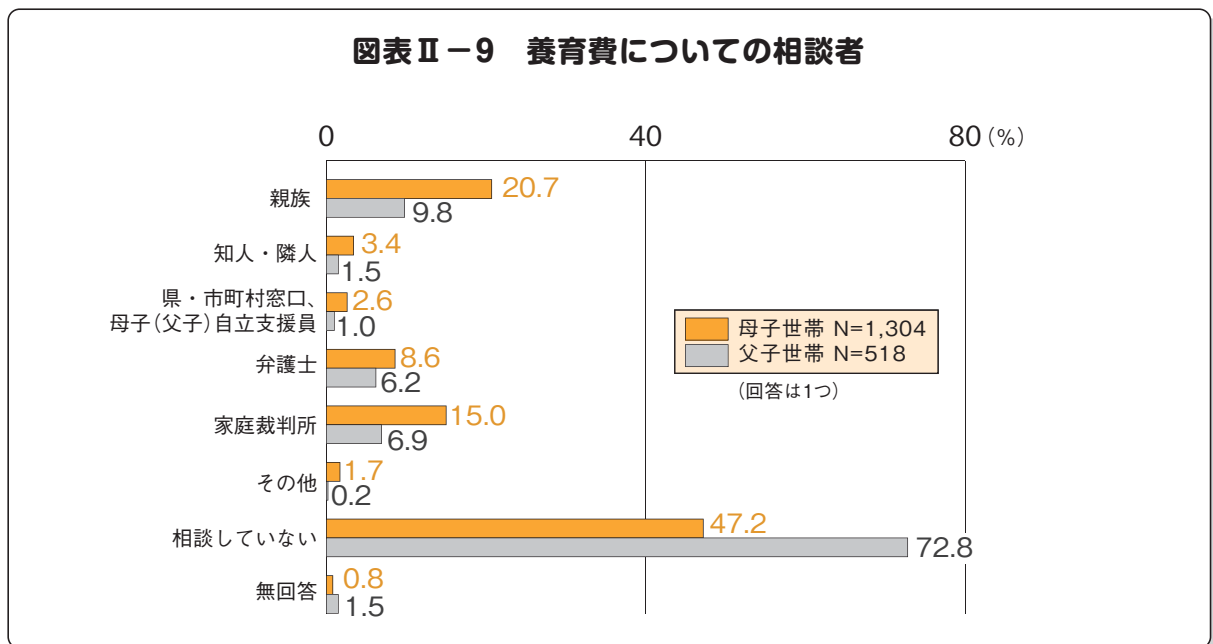
養育者世帯で子どもの父親がいない理由は「離婚」が52.3%で最も高い。母親のいない理由では、「病死」25.0%、「離婚」23.9%が高くなっているが、父親のいない理由に比べて、これら以外の項目も高く、多様な理由があげられている。



### (3) 離婚した元配偶者との子どもの養育費の取り決めや受給状況

#### (ア) 養育費についての相談者

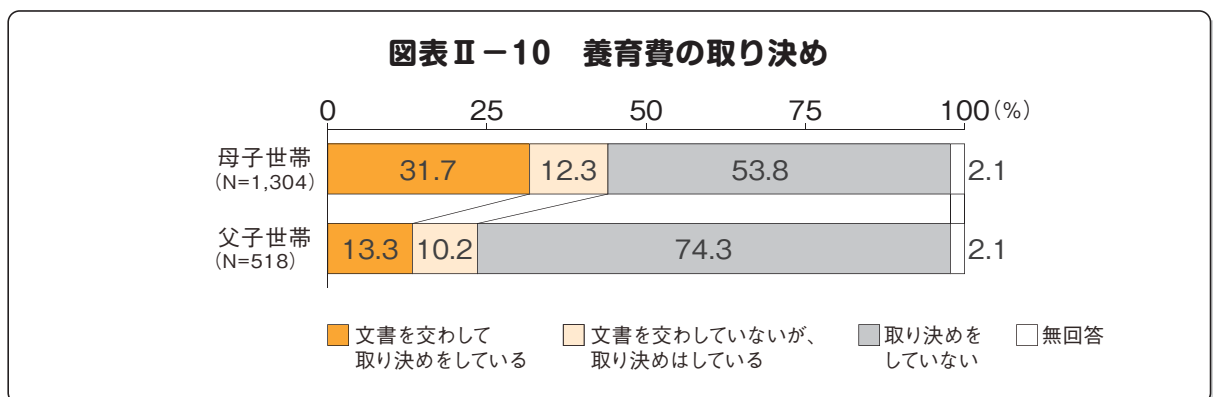
母子世帯、父子世帯となった理由が離婚の場合、子どもの養育費のことを相談していない割合が高く、母子世帯で47.2%、父子世帯では72.8%にのぼる。相談した割合は母子世帯で52.0%、父子世帯では25.7%となり、相談相手としては、母子世帯、父子世帯ともに「親族」が最も高く、次いで「家庭裁判所」「弁護士」となっている。



#### (イ) 養育費の取り決め

離婚した元配偶者との間での養育費の取り決めについては、母子世帯では「文書を交わして取り決めをしている」(31.7%)が約3割あるのに対して、父子世帯では13.3%と1割程度にとどまり、「取り決めをしていない」(74.3%)が7割強を占めている。

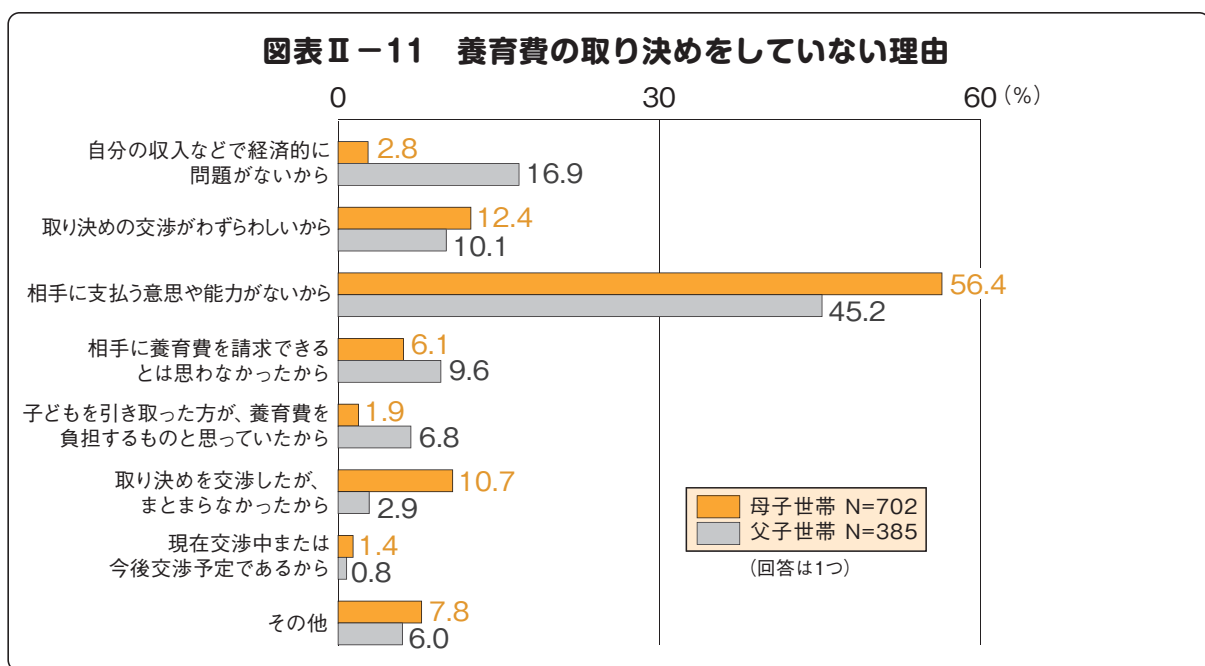
前回調査(平成23年)と比較すると、「文書を交わして取り決めをしている」の割合は、母子世帯で3.6ポイント、父子世帯で4.5ポイント増加している。



(ウ) 養育費の取り決めをしていない理由

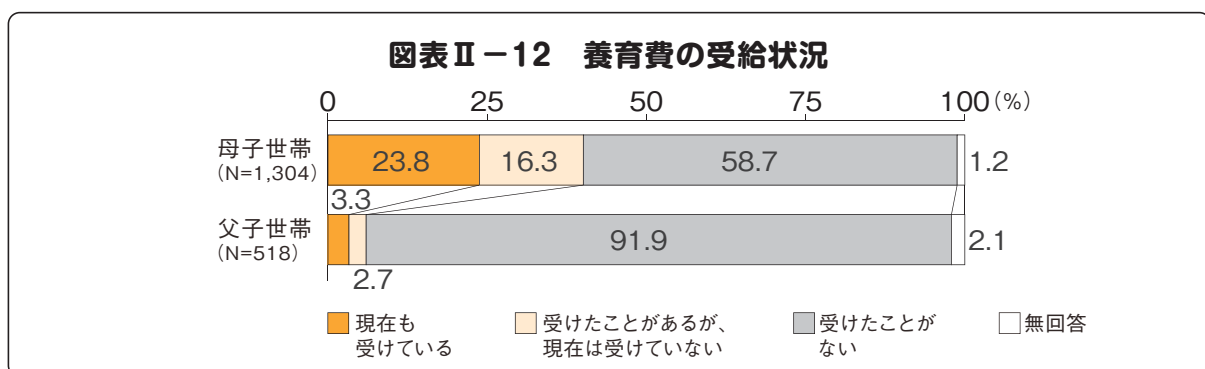
養育費の取り決めをしていない場合の理由は、「相手に支払う意思や能力がないから」が母子世帯では56.4%で、父子世帯の45.2%を11.2ポイント上回っている。「自分の収入などで経済的に問題がないから」は父子世帯では16.9%で、母子世帯の2.8%を14.1ポイント上回っている。

一方で、母子世帯では「取り決めに交渉したが、まとまらなかったから」が10.7%と、父子世帯の2.9%を7.8ポイント上回っており、養育費が必要であっても相手との取り決めができない状況は母子世帯に多いことがわかる。



(エ) 養育費の受給状況

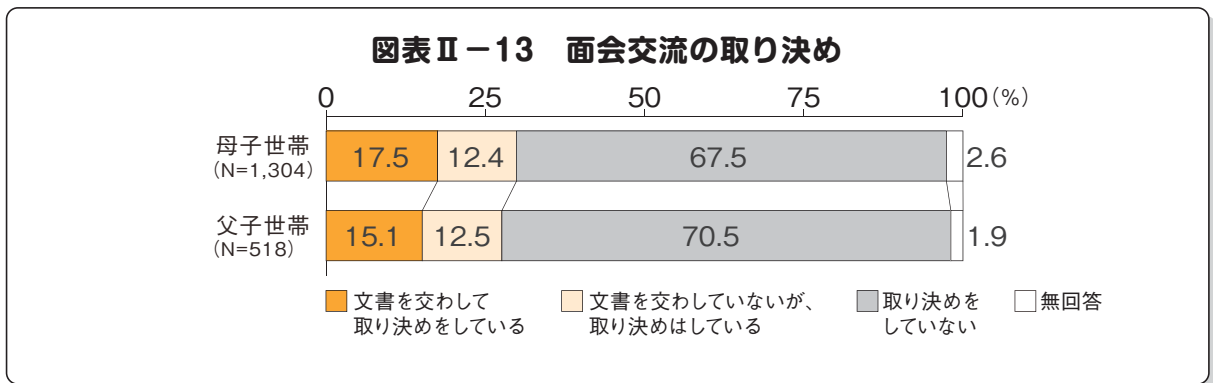
現在の養育費の受給については、母子世帯では「現在も受けている」が23.8%で、「受けたことがあるが、現在は受けていない」(16.3%)と合わせた『受給経験がある』の割合は40.1%である。父子世帯では『受給経験がある』の割合は6.0%にとどまり、養育費の取り決めと同じく父子世帯の受給割合は低い。養育費について取り決めをしている割合(母子世帯44.0%、父子世帯23.5%)からみると、実際の受給経験の割合は母子世帯、父子世帯とも低く、取り決め通りに養育費が支払われていない場合があることがうかがわれる。



## (4) 離婚した元配偶者との面会交流の取り決めや実施状況

### (ア) 面会交流の取り決め

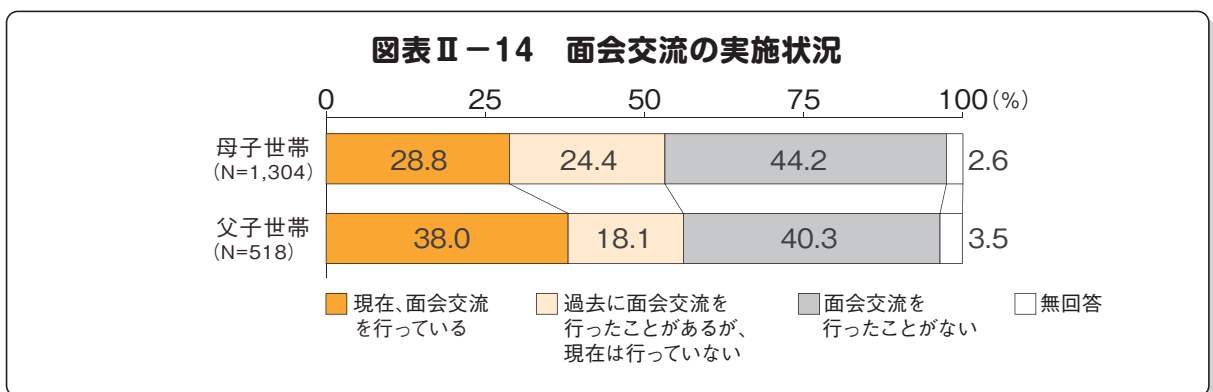
離婚した元配偶者との面会交流の取り決めについては、「文書を交わして取り決めをしている」は母子世帯では17.5%、父子世帯では15.1%となっている。また、「文書を交わしていないが取り決めをしている」は母子世帯では12.4%、父子世帯では12.5%となっており、母子世帯、父子世帯ともに取り決めをしている割合は約3割にとどまっている。



### (イ) 面会交流の実施状況

面会交流の実施状況については、「現在、面会交流を行っている」が母子世帯では28.8%であるのに対し、父子世帯では38.0%と父子世帯の方が9.2ポイント高い。

一方で、「面会交流を行ったことがない」が母子世帯では44.2%、父子世帯では40.3%であり、約4割の世帯で面会交流が行われていない。

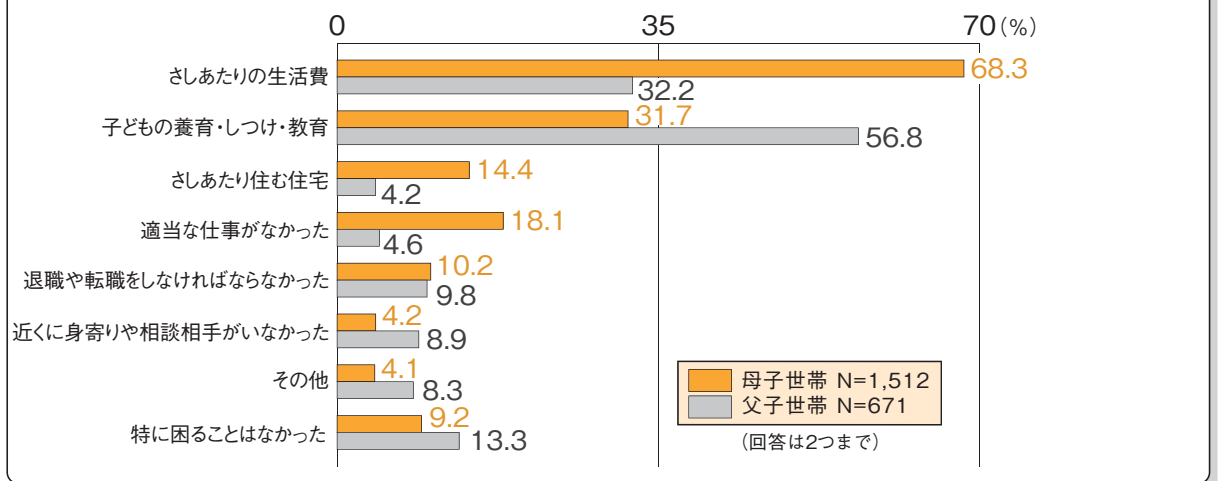


## (5) 母子世帯、父子世帯になった当時困ったこと

母子世帯、父子世帯になった当時困ったことでは、母子世帯では「さしあたりの生活費」(68.3%)が最も高く、父子世帯(32.2%)に比べて2倍以上となっている。「適当な仕事なかった」(18.1%)、「さしあたり住む住宅」(14.4%)も父子世帯に比べて高い。

一方、父子世帯では「子どもの養育・しつけ・教育」(56.8%)が最も高く、母子世帯(31.7%)の2倍近くに上っている。また、「近くに身寄りや相談相手がいなかった」も母子世帯に比べて高い。

図表Ⅱ-15 母子世帯、父子世帯になった当時困ったこと（複数回答）



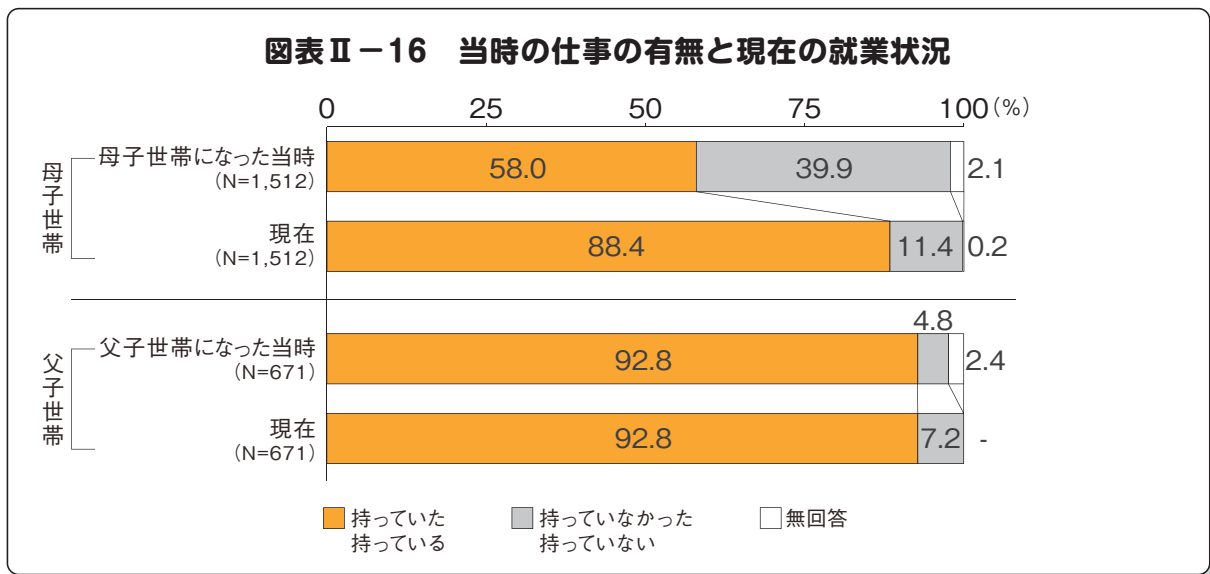


## 4. 仕事の状況

### (1) 仕事の有無と就業状況

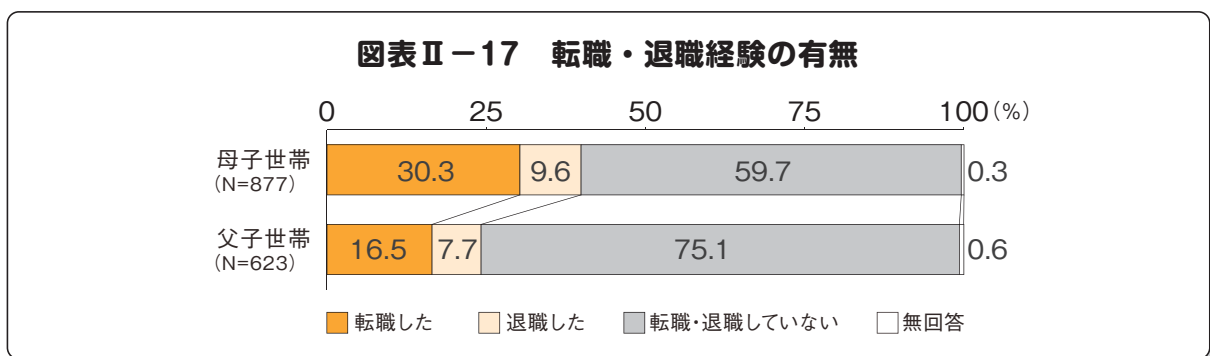
#### (ア) 仕事の有無

母子世帯、父子世帯になった当時、就業していた割合は、母子世帯が58.0%、父子世帯が92.8%、現在就業している割合は、母子世帯が88.4%、父子世帯が92.8%である。母子世帯では母子世帯になってから就業率が高くなっている。



#### (イ) 転職・退職経験の有無

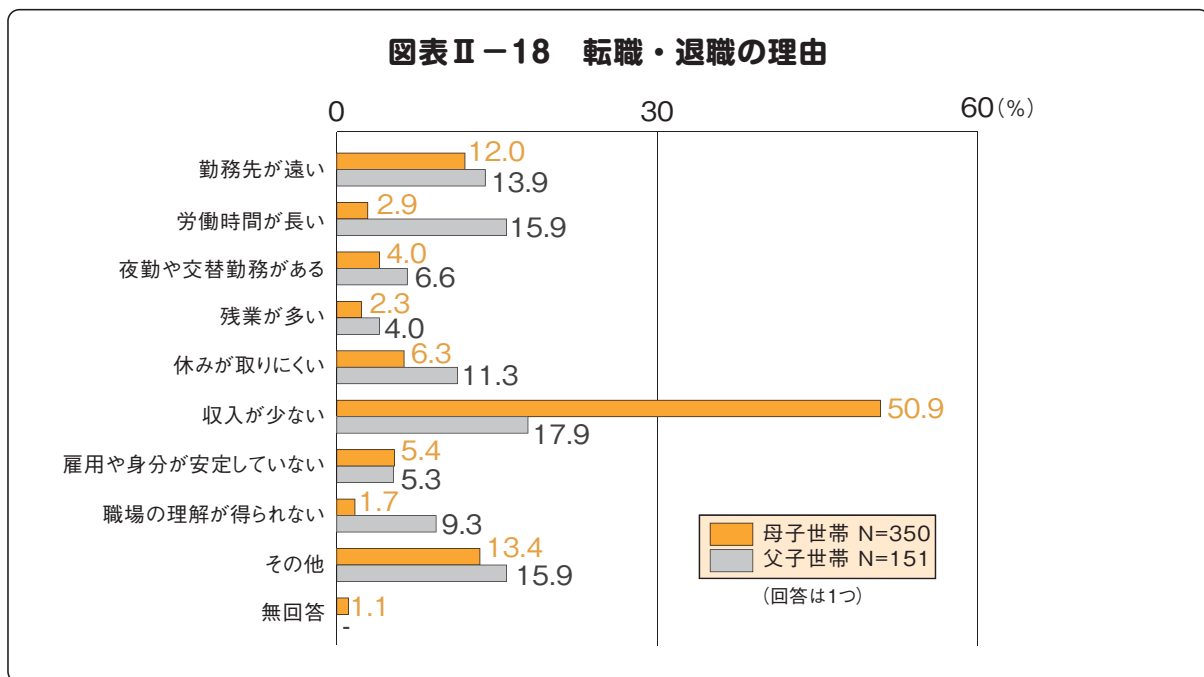
母子世帯、父子世帯になったことによる転職・退職の経験をみると、「転職した」は母子世帯(30.3%)の方が父子世帯(16.5%)より13.8ポイント高くなっている。母子世帯では「退職した」(9.6%)と合わせると、約4割が転職または退職を経験している。



(ウ) 転職・退職の理由

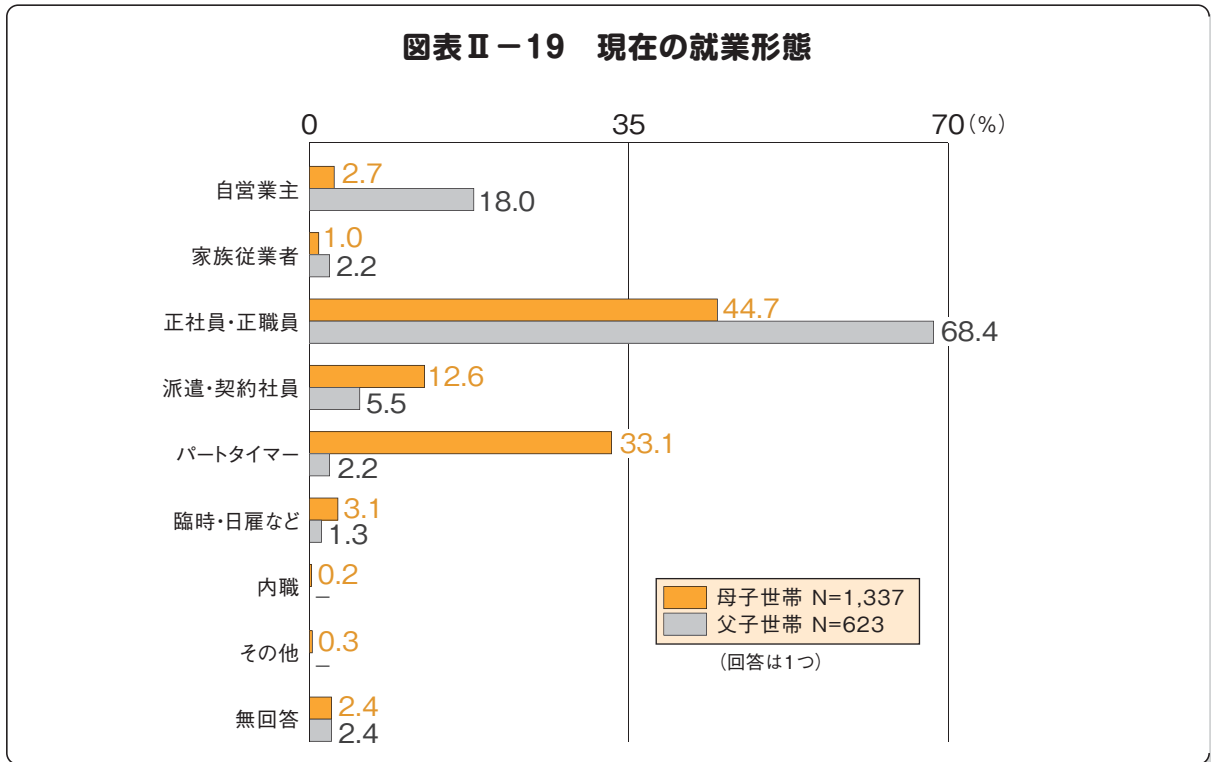
転職した又は退職した理由は、母子世帯では「収入が少ない」が50.9%と半数を占め、次いで「勤務先が遠い」が12.0%となっている。

父子世帯では「収入が少ない」(17.9%)が最も高く、これに「労働時間が長い」(15.9%)、「勤務先が遠い」(13.9%)、「休みが取りにくい」(11.3%)、「職場の理解が得られない」(9.3%)が1割前後で続いている。



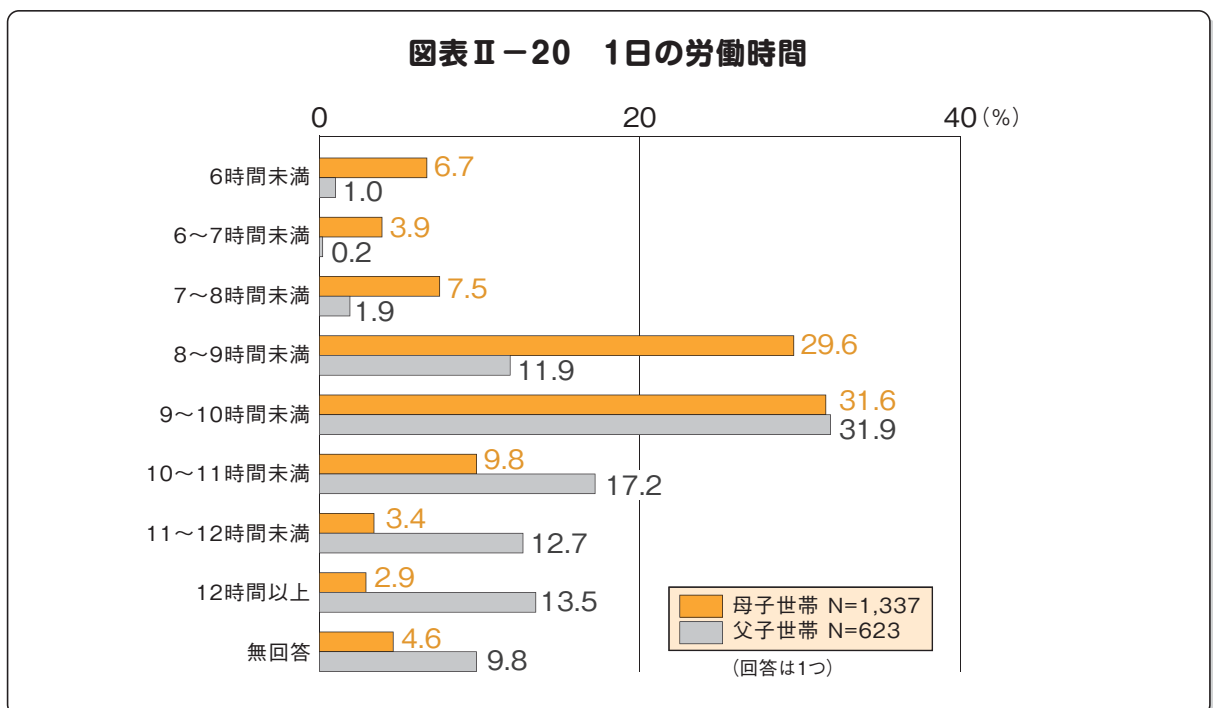
**(2)現在の就業形態**

現在就業している人の就業形態は、母子世帯、父子世帯ともに「正社員・正職員」が最も高くなっているが、父子世帯では「正社員・正職員」(68.4%)が6割を超えているのに対して、母子世帯は44.7%にとどまっている。母子世帯では3割以上が「パートタイマー」(33.1%)による就業であり、パートタイマー、派遣・契約社員、臨時・日雇などの非正規雇用による就業割合が高い。



### (3) 1日の労働時間

1日の労働時間は、母子世帯では「9～10時間未満」が31.6%で最も高く、「8～9時間未満」が29.6%で続いており、1日8～10時間程度の労働時間で就業している場合が約6割である。父子世帯でも「9～10時間未満」が31.9%で最も高いが、『10時間以上』が4割を超えており、母子世帯に比べて1日の労働時間が長くなっている。



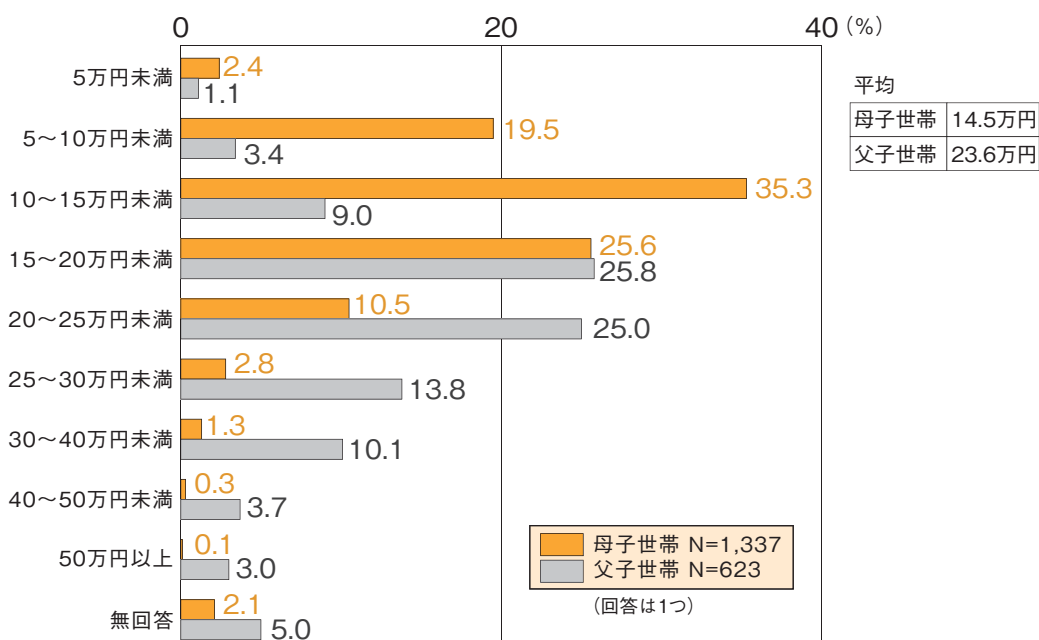
### (4) 仕事による収入(手取り額)

仕事による1か月の収入(手取り額)は、母子世帯では「10～15万円」(35.3%)が最も多く、次いで、「15～20万円未満」(25.6%)、「5～10万円未満」(19.5%)となっており、15万円未満が57.2%を占めている。前回調査(平成23年)では15万円未満層の割合が63.7%で、今回は6ポイントほど減少している。

父子世帯では「15～20万円未満」(25.8%)が最も多く、次いで「20～25万円未満」(25.0%)、「25～30万円未満」(13.8%)となっており、15～30万円未満が64.6%を占めている。父子世帯での15万円未満層は13.5%で、前回調査(平成23年)15.5%と比べてあまり変わっていない。

平均額は、母子世帯が14.5万円、父子世帯が23.6万円で、母子世帯と父子世帯の差額は9.1万円となっている。前回調査(平成23年)の差額は8.3万円で、両者の差が開いている。

図表Ⅱ-21 仕事による1か月の収入(手取り額)



※収入の平均額は「5万円未満」は2.5万円、「5～10万円未満」は7.5万円など、それぞれ中間値をとり、「50万円以上」は60万円とし、無回答を除いた標本数で算出した。

## 5. 住宅の状況

現在住んでいる住居形態は、母子世帯では「民間借家・アパートなど」(39.0%)が最も高く、以下「家族名義の持ち家」(28.2%)、「県営住宅・市町村営住宅」(18.5%)、「自分名義の持ち家」(9.3%)と続いている。

父子世帯では、「自分名義の持ち家」が34.1%で最も高く、「家族名義の持ち家」(29.5%)と合わせた『持ち家』の割合が63.6%と約6割を占めている。「民間借家・アパートなど」は25.9%で、「県営住宅・市町村営住宅」(5.8%)の割合は、母子世帯よりも12.7ポイント低い。

養育者世帯でも『持ち家』が73.9%と約7割を占めており、「民間借家・アパートなど」は8.0%であるが、「県営住宅・市町村営住宅」は14.8%で、父子世帯より高くなっている。

母子世帯になった理由別にみると、死別では『持ち家』が66.7%と最も高く、離婚では「民間借家・アパートなど」が39.9%で最も高くなっている。また、「県営住宅・市町村営住宅」の割合が死別に比べて高くなっている。

父子世帯になった理由別でみると、『持ち家』は死別では65.1%、離婚では64.9%で、母子世帯ほど大きな差はみられない。

『借家』について1か月の家賃平均額をみると、母子世帯では約3万9,000円、父子世帯では約4万7,000円となっている。前回調査(平成23年)と比較すると、母子世帯では約2,000円、父子世帯では約8,000円上昇している。

図表Ⅱ-22 住居形態

(%)

	標本数	持ち家計			借家							その他	無回答
		持ち家計	自分名義の持ち家	家族名義の持ち家	同居	親せきなどの家に	営住宅	県営住宅・市町村営住宅	UR(旧公団)・公社の賃貸住宅	民間借家・アパートなど	公舎		
母子世帯	1,512	37.4	9.3	28.2	0.5	18.5	0.9	39.0	0.7	—	1.3	1.7	
理由別	死別	63	66.7	36.5	30.2	—	11.1	—	15.9	—	—	—	6.3
	離婚	1,304	36.8	8.3	28.5	0.5	18.6	0.9	39.9	0.6	—	1.5	1.2
	その他の生別	122	30.3	4.9	25.4	1.6	21.3	0.8	39.3	1.6	—	0.8	4.1
	無回答	23	30.4	13.0	17.4	—	17.4	—	47.8	4.3	—	—	—
父子世帯	671	63.6	34.1	29.5	0.7	5.8	0.4	25.9	0.7	…	0.3	2.4	
理由別	死別	106	65.1	41.5	23.6	—	6.6	0.9	22.6	1.9	…	0.9	1.9
	離婚	518	64.9	33.6	31.3	0.8	5.8	0.4	25.9	0.4	…	0.2	1.7
	その他の生別	13	30.8	23.1	7.7	—	—	—	61.5	—	…	—	7.7
	無回答	34	52.9	23.5	29.4	2.9	5.9	—	23.5	2.9	…	—	11.8
養育者世帯	88	73.9	…	…	…	14.8	—	8.0	1.1	…	1.1	1.1	

## 6. 生計の状況

### (1) 主たる収入源

世帯の生計を支える主な収入源は、母子世帯、父子世帯とも「自分の主な仕事による収入」が最も高く、母子世帯で81.5%、父子世帯で88.7%となっている。養育者世帯は「年金」(47.7%)が最も高く、次いで「主な仕事による収入」(40.9%)である。

図表Ⅱ-23 主たる収入源

(%)

	標本数	自分の主な仕事による収入	子どもや家族の仕事による収入	生活保護	年金(遺族基礎年金など)	慰謝料・養育費など	家賃・地代・利子・配当・財産など	その他	無回答
母子世帯	1,512	81.5	4.5	5.0	2.7	1.2	…	3.0	2.1
父子世帯	671	88.7	4.2	2.5	1.2	—	…	2.2	1.2
養育者世帯	88	40.9	…	6.8	47.7	…	1.1	2.3	1.1

### (2) 従たる収入源

従たる収入源は、母子世帯、父子世帯ともに「児童扶養手当」が最も高く、母子世帯の77.1%に対して、父子世帯では55.4%と、母子世帯の方が21.7ポイント高い。父子世帯では「ほかに収入はない」が24.1%で、母子世帯(8.0%)の約3倍となっている。

図表Ⅱ-24 従たる収入源

(%)

	標本数	児童扶養手当	自分の仕事による収入	自分の副業による収入	子どもや家族の仕事による収入	生活保護	年金(遺族基礎年金など)	慰謝料・養育費など	家賃・地代・利子・配当・財産など	その他	ほかに収入はない	無回答
母子世帯	1,512	77.1	7.7	4.4	5.8	1.7	4.0	15.6	…	2.2	8.0	3.8
父子世帯	671	55.4	5.2	3.0	7.5	—	9.7	1.9	…	1.5	24.1	7.5
養育者世帯	88	…	26.1	3.4	…	2.3	25.0	…	2.3	8.0	42.0	4.5

### (3) 世帯の年間税込み収入

世帯の年間税込み収入の平均額は、父子世帯が404.5万円、養育者世帯は271.6万円で、母子世帯が240.6万円となっている。世帯の年間税込み収入は、いずれの世帯でも「200～300万円未満」が最も高く2割を超えている。

税込み年収が『200万円未満』の割合は母子世帯が42.6%、養育者世帯が46.6%であるのに対して、父子世帯では13.5%と母子世帯、養育者世帯の3分の1以下である。

図表Ⅱ-25 世帯の年間税込み収入

		(%)											
	標本数	収入はない	100万円未満	100～150万円未満	150～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400～500万円未満	500～700万円未満	700～1000万円未満	1000万円以上	無回答	平均(万円)
母子世帯	1,512	0.8	10.4	13.4	18.0	28.8	13.0	5.4	3.2	1.1	0.1	5.8	240.6
父子世帯	671	—	4.9	2.8	5.8	23.2	19.8	13.3	14.5	6.4	2.8	6.4	404.5
養育者世帯	88	2.3	13.6	14.8	15.9	21.6	10.2	6.8	4.5	4.5	1.1	4.5	271.6

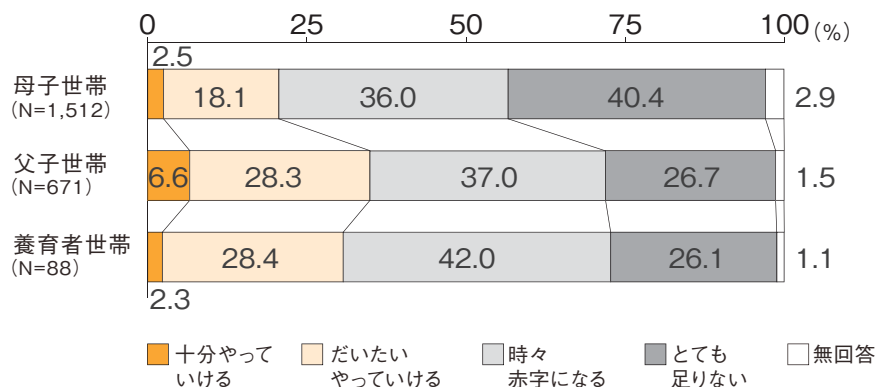
※年間税込み収入の平均額は「100万円未満」は50万円、「100～150万円未満」は125万円など、それぞれ中間値をとり、「1,000万円以上」は1,200万円とし、「収入はない」と無回答を除いた標本数で算出した。

### (4) 家計の状態

家計の状態では、「十分やっつけていける」「だいたいやっつけていける」を合わせた割合は、父子世帯が34.9%、養育者世帯が30.7%、母子世帯が20.6%となっている。

母子世帯では「とても足りない」が40.4%を占め、父子世帯や養育者世帯に比べて生計が逼迫していると感じている人が多い。

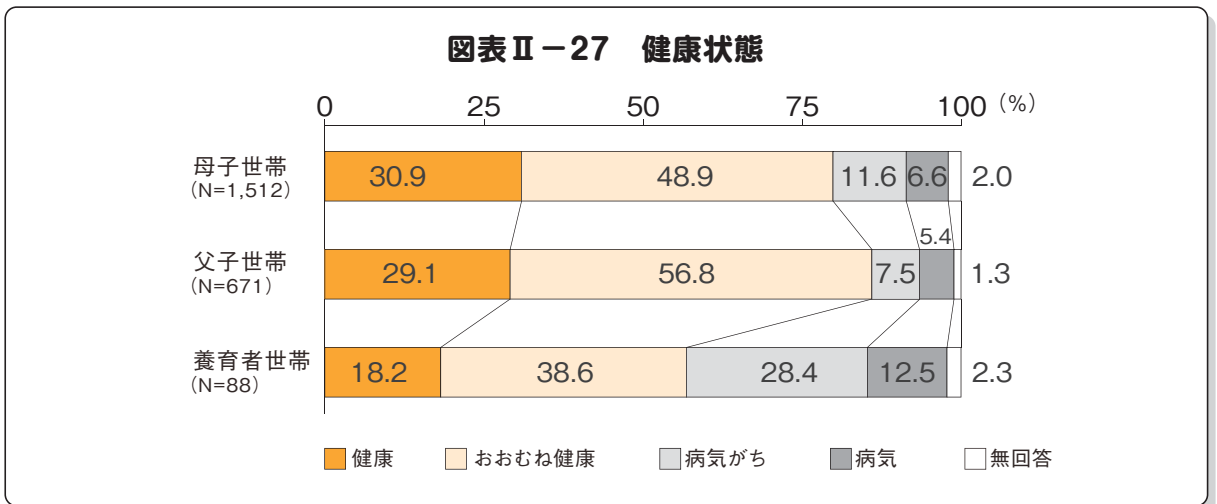
図表Ⅱ-26 家計の状態



## 7. 健康状態

### (1) 健康状態

母親、父親、養育者本人の健康状態について、「病気がち」「病気」を合わせた割合は養育者世帯で40.9%を占めており、母子世帯では18.2%、父子世帯では12.9%となっている。



### (2) 母親・父親が病気の時の本人の身の回りの世話

母親・父親が病気の時の本人の身の回りの世話については、母子世帯、父子世帯ともに「子どもや家族」が半数近くを占めている。次いで「実家や親せきの人」が高くなっているが、母子世帯の方が9.7ポイント高い。父子世帯では、「世話をしてくれる人がいない」が19.4%で、母子世帯より5.1ポイント高くなっている。

**図表Ⅱ-28 母親・父親が病気の時の本人の身の回りの世話**

(%)

	標本数	子どもや家族	実家や親せきの人	友人・知人	介護人 (家庭生活支援員)	その他	世話をしてくれる人がいない	無回答
母子世帯	1,512	44.8	36.7	1.1	0.2	0.6	14.3	2.3
父子世帯	671	48.6	27.0	1.8	0.3	0.7	19.4	2.2

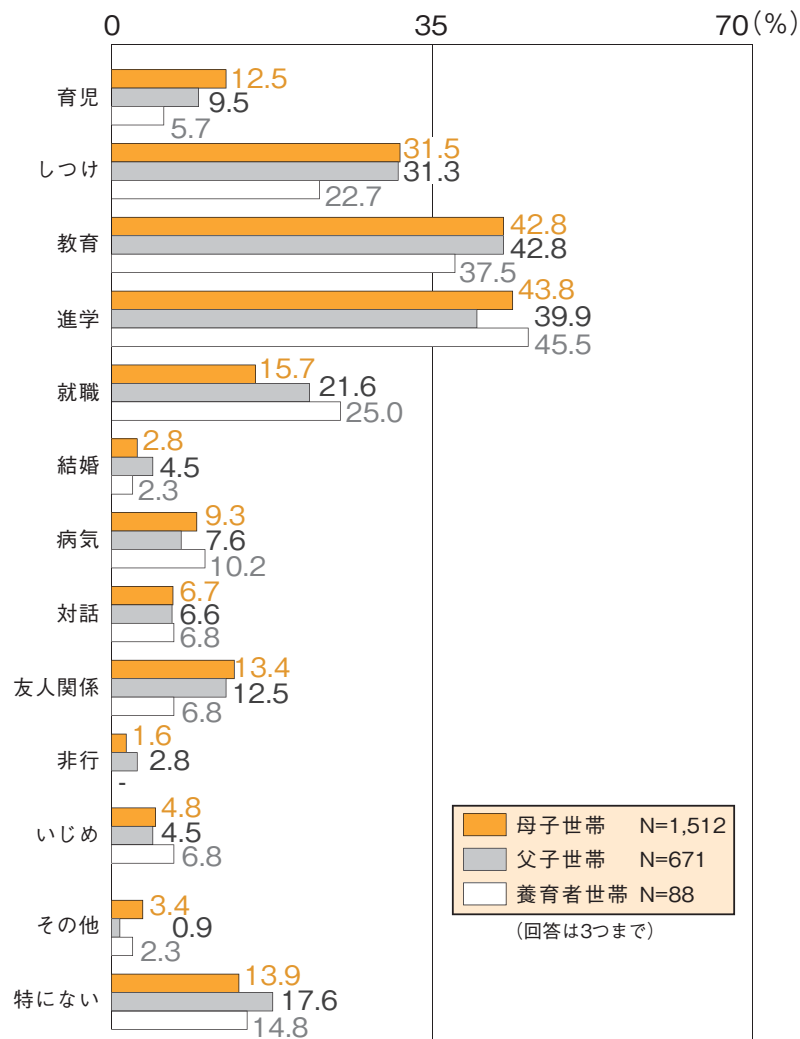


## 8. 子どもの状況

### (1) 子どもについての悩み

子どもについての悩みでは、母子世帯、父子世帯、養育者世帯とも上位2位までの項目は「教育」「進学」であり、その他「しつけ」「就職」が大きな割合を占めている。

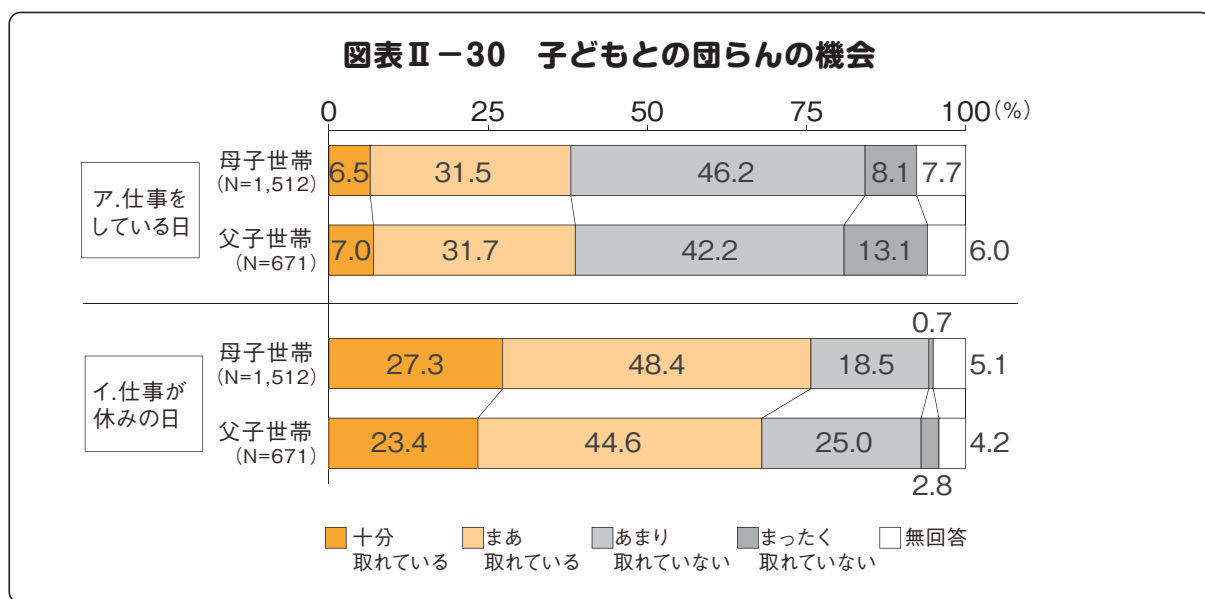
図表Ⅱ-29 子どもについての悩み（複数回答）



## (2)子どもとの団らんの機会

子どもとの団らんの時間が「十分取れている」「まあ取れている」を合わせた『取れている』の割合は、仕事の日では母子世帯で38.0%、父子世帯で38.7%となり、どちらも4割程度で大きな差はみられない。

一方、休みの日では母子世帯で75.7%、父子世帯で68.0%と、仕事の日に比べてかなり高くなっているが、母子世帯の方がやや高い。

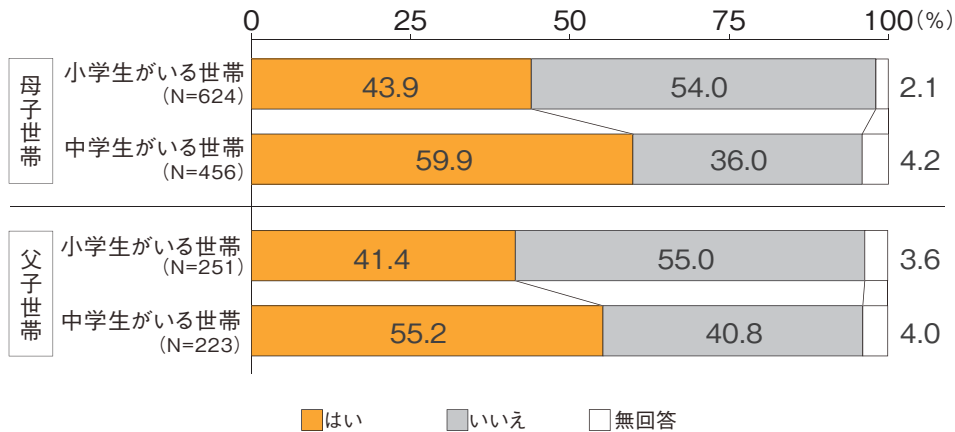


## (3)小学生・中学生の子どもがひとりになる時間

### (ア) 子どもがひとりになる時間の有無

子どもがひとりになる時間があるとする割合は、小学生では母子世帯で43.9%、父子世帯で41.4%となっており、中学生では母子世帯で59.9%、父子世帯で55.2%と、小学生に比べて中学生の方が高くなっている。また、小学生、中学生とも母子世帯が父子世帯より高くなっている。

図表Ⅱ-31 小学生・中学生の子どもがひとりになる時間の有無

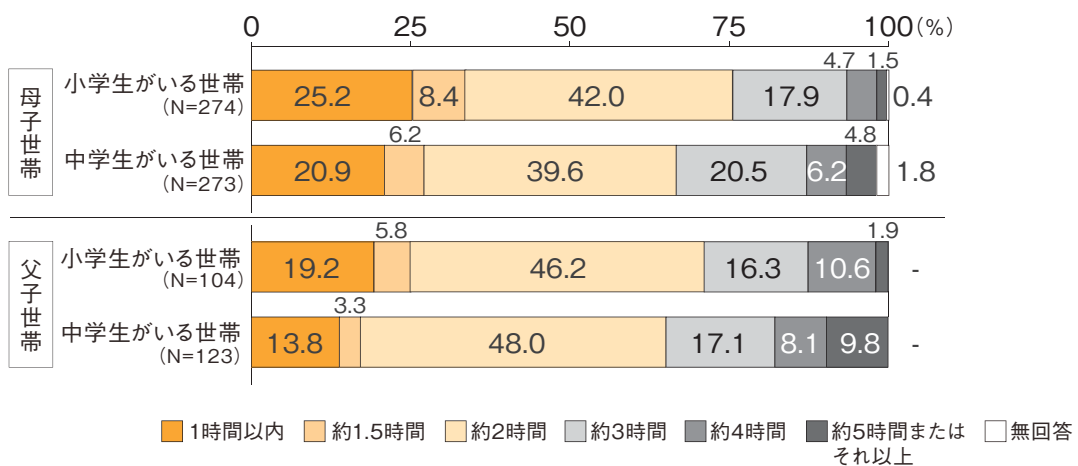


(イ) 子どもがひとりになる時間

小学生の子どもがひとりになる時間については、「約2時間」が母子世帯(42.0%)、父子世帯(46.2%)ともに最も高く、『約2時間まで』で母子世帯は75.6%、父子世帯は71.2%と7割を超えている。一方、『約3時間以上』ひとりになる時間がある世帯も2割以上ある。

中学生の子どもでも、「約2時間」が母子世帯(39.6%)、父子世帯(48.0%)ともに最も高くなっているが、『約3時間以上』が3割を超えており、小学生と比較して高くなっている。

図表Ⅱ-32 小学生・中学生の子どもがひとりになる時間



## 9. 生活状況

### (1) 家事の担当

世帯の中で炊事、掃除、洗濯などを主に担当している人は、母子世帯では「自分本人」(82.0%)が8割を超えている。父子世帯では「自分本人」(53.8%)が5割を超えているものの、母子世帯よりも父や母との同居の割合が高いことから、「父母・義父母」(35.0%)の割合が母子世帯に比べて高くなっている。

図表Ⅱ-33 家事の担当

(%)

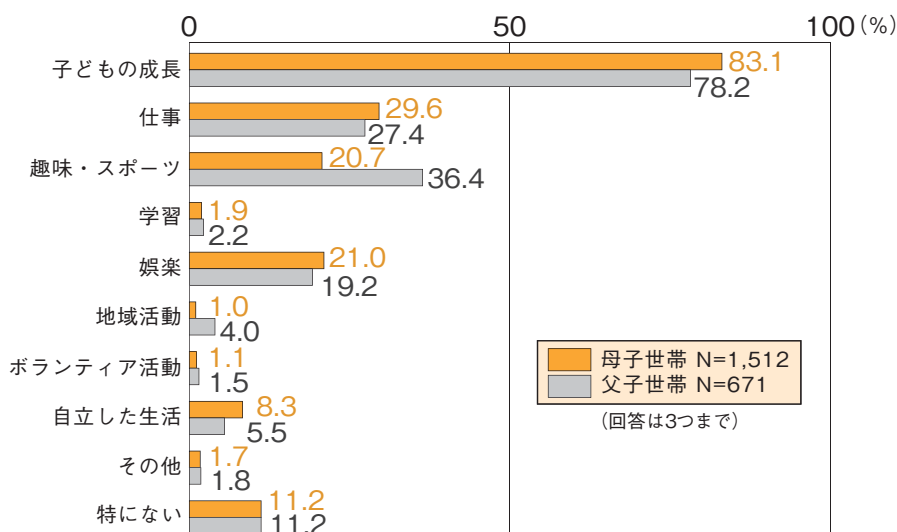
	標本数	自分本人	子ども	父母・義父母	祖父・祖母	兄弟姉妹	その他	無回答
母子世帯	1,512	82.0	0.7	15.2	0.8	0.3	0.1	0.9
父子世帯	671	53.8	3.6	35.0	4.3	1.0	1.2	1.0

### (2) 生きがいの内容

毎日の生活で生きがいを感じることは、母子世帯、父子世帯とも「子どもの成長」が最も高く、母子世帯で83.1%、父子世帯で78.2%となっている。

母子世帯では、「仕事」(29.6%)、「娯楽」(21.0%)、「趣味・スポーツ」(20.7%)と続き、父子世帯では「趣味・スポーツ」(36.4%)、「仕事」(27.4%)が続いている。母子世帯に比べると、父子世帯で「趣味・スポーツ」に生きがいを感じる人の割合が高い。

図表Ⅱ-34 生きがいの内容(複数回答)

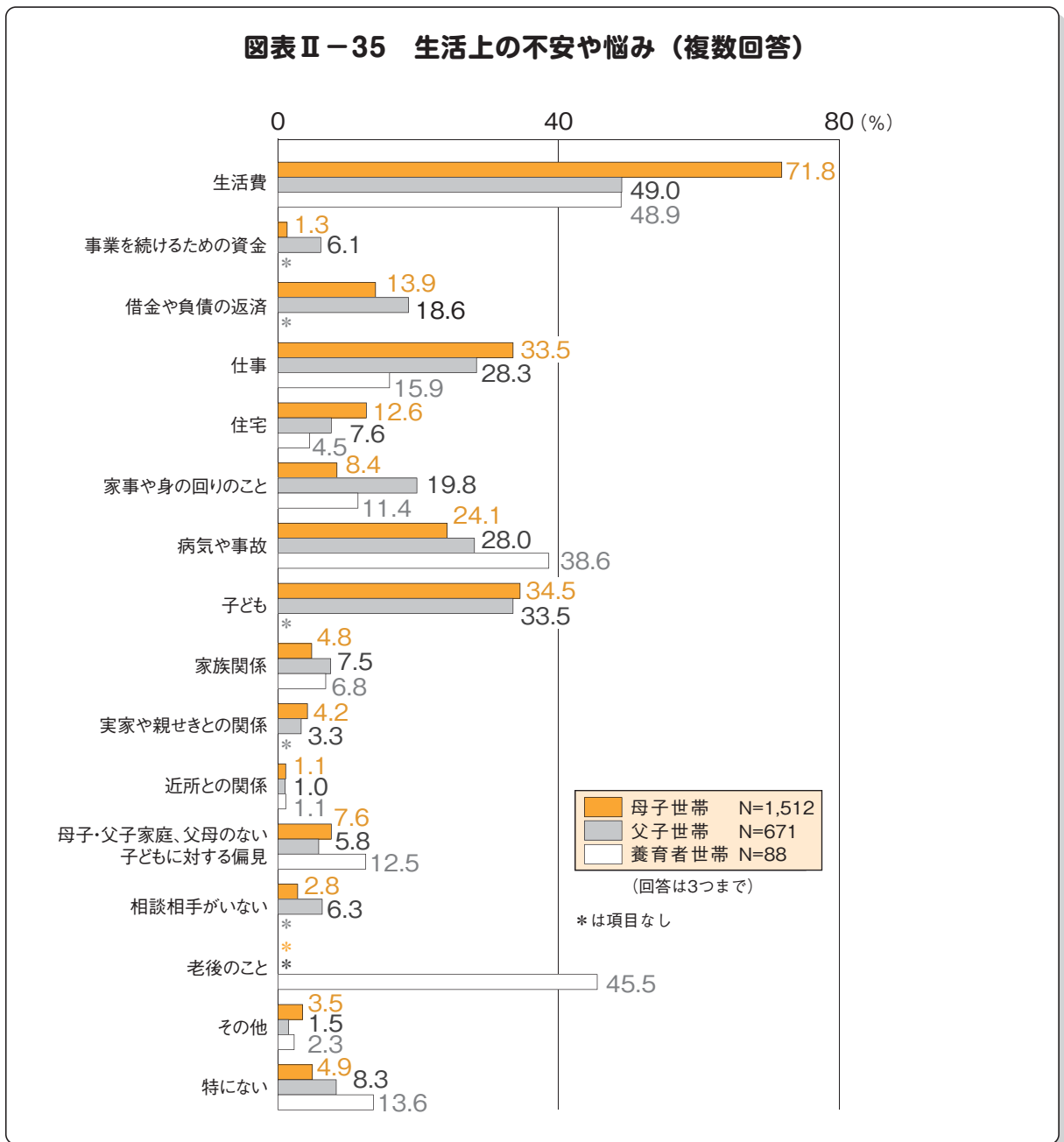


### (3)生活上の不安や悩み

生活上の不安や悩みでは母子世帯、父子世帯、養育者世帯ともに「生活費」が最も高く、特に母子世帯では約7割(71.8%)を占めており、母子世帯の生活上の大きな不安要素となっている。

また、生活費以外では、母子世帯では「仕事」(33.5%)が、父子世帯では「家事や身の回りのこと」(19.8%)、「借金や負債の返済」(18.6%)、養育者世帯では「病気や事故」(38.6%)が他の世帯より高くなっている。

図表Ⅱ-35 生活上の不安や悩み（複数回答）



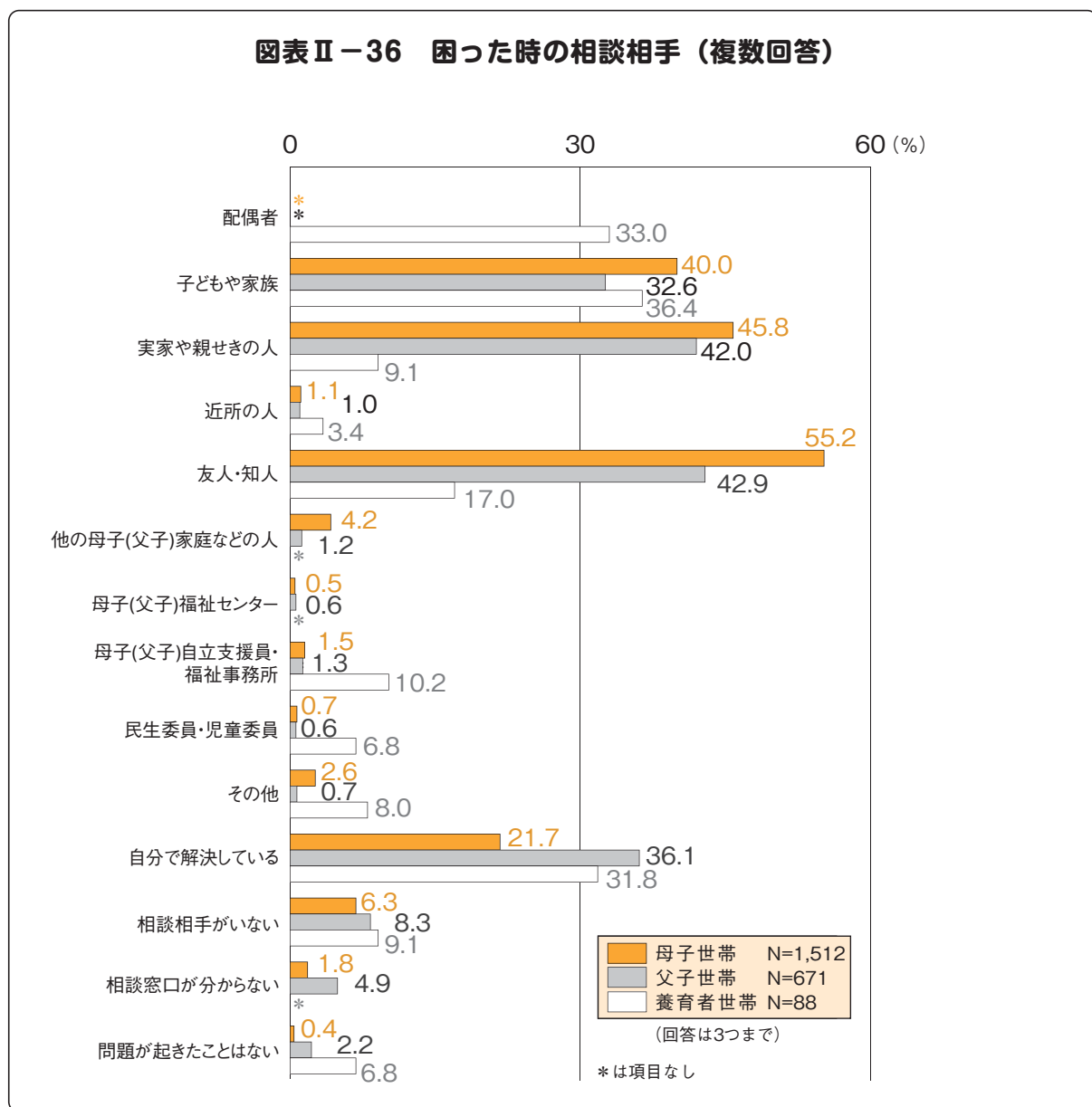
## (4) 困った時の相談相手

困った時の相談相手は、母子世帯、父子世帯、養育者世帯のいずれも「友人・知人」「実家や親せきの人」「子どもや家族」「(養育者のみ)配偶者」となっている。

母子世帯では「友人・知人」(55.2%)が圧倒的に高く、「実家や親せきの人」(45.8%)、「子どもや家族」(40.0%)が続いている。父子世帯では「友人・知人」(42.9%)と「実家や親せきの人」(42.0%)が約4割で同程度となっており、「自分で解決している」(36.1%)も母子世帯、養育者世帯に比べると高くなっている。

養育者世帯では、母子世帯、父子世帯に比べて「母子(父子)自立支援員・福祉事務所」(10.2%)、「民生委員・児童委員」(6.8%)など地域の支援機関や団体に相談している割合も高くなっている。

図表Ⅱ-36 困った時の相談相手 (複数回答)

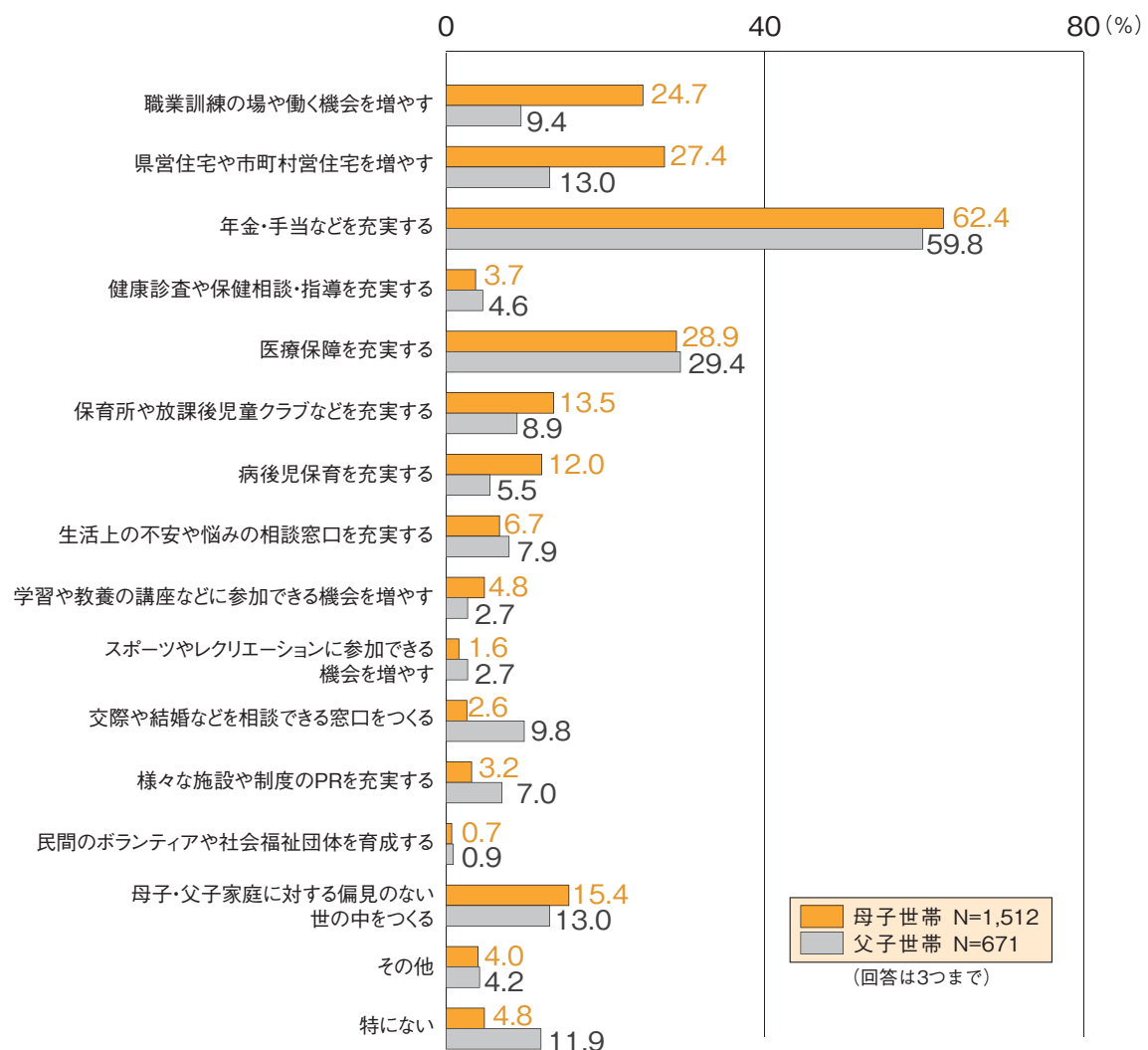



## 10. 行政機関に対する要望

国や県・市町村など行政機関に対する要望では、母子世帯、父子世帯ともに「年金・手当などを充実する」(母子世帯62.4%、父子世帯59.8%)が最も高い。次いで、母子世帯では、「医療保障を充実する」(28.9%)、「県営住宅や市町村営住宅を増やす」(27.4%)、「職業訓練の場や働く機会を増やす」(24.7%)が多い。

父子世帯では、「年金・手当などを充実する」に次いで「医療保障を充実する」(29.4%)が高くなっているが、「県営住宅や市町村営住宅を増やす」「職業訓練の場や働く機会を増やす」については10%程度にとどまっている。

図表Ⅱ-37 行政機関に対する要望（複数回答）





平成28年度  
福岡県ひとり親世帯等実態調査報告書 概要版

平成29年3月  
発行／福岡県福祉労働部児童家庭課  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話 092-643-3257

福岡県行政資料	
分類記号 HB	所属コード 4600305
登録年度 28	登録番号 0002